

平成21年4月11日から平成22年1月10日までの火薬類取締法関連の改正

○ 経済産業省告示 第二百五十四号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年七月二十八日 経済産業大臣 二階 俊博

- 一 発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの。
 - イ 内包する点火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が二グラム以下であること。
 - ロ 内包するガス発生剤（ガス発生量が一秒につき六千立方センチメートル以下であり、かつ、発熱量が一秒につき二万九百二十ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が百グラム以下であること。
 - ハ 火薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。
 - ニ 外殻の材質は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金であること。
 - ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- 二 発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（撃針点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの。
 - イ 内包する点火薬の量が二グラム以下であること。
 - ロ 内包するガス発生剤の量が百グラム以下であること。
 - ハ 撃発式雷管が内包する起爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。
 - ニ 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。
 - ホ 外殻の材質は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金であること。
 - ヘ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

○ 経済産業省告示 第二百五十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年七月二十八日 経済産業大臣 二階 俊博

自動車用エアバッグガス圧力容器封板開放装置に用いるガス発生器であって、次の要件

を満たすもの

- 一 内包する点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二五グラム以下であること。
- 二 内包するガス発生剤（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が七・〇五グラム以下であること。
- 三 電気点火によりガスを発生させる構造であること。
- 四 火薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。
- 五 外殻の材質は、アルミニウム合金その他の防錆性を有する合金であること。
- 六 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

○ 経済産業省告示 第二百五十六号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年七月二十八日 経済産業大臣 二階 俊博

自動車用頭部後傾抑止装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの

- 一 内包する点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二ニグラム以下であること。
- 二 電気点火によりガスを発生させる構造であること。
- 三 火薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。
- 四 外殻の材質は、アルミニウム合金その他の防錆性を有する合金であること。
- 五 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

○ 経済産業省令 第六十五号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十七日 経済産業大臣 直嶋 正行

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二項中「から(3)まで及び(5)」を「、(5)、(6)及び(8)」に改める。

第五条第一項第十六号中「半製品」の下に「(以下この号において「火薬類等」という。)」

を加え、「等の」を「その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与え」に改める。

第五条の二第一項第二十三号中「等の」を「その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与え」に改める。

第十五条中「あつて」を「あつて」に改め、同条第一項中「
、(2)及び(5)に掲げるその他の火工品」を「及び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品」に改め、「(4)に掲げる火工品（実包、空包及び信号雷管を除く。）」を「(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品」に改め、同項の表を次のように改める。

第十五条第二項中「(5)」を「(8)」に改める。

第十六条第二号中「(3)(イ)」を「(6)(イ)」に改め、同条第三号中「(2)」を「(5)」に改め、同条第四号中「(2)」を「(5)」に改め、同条第四号の二中「(1)(ロ)」の下に「及び(2)から(4)まで」を加え、同条第五号中「(5)」を「(8)」に改める。

第二十条第二項中「及び三級火薬庫」を「
、三級火薬庫及び煙火火薬庫」に改める。

第五十一条第三号の二中「激動、激突、脱落等の」を「衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与え」に改める。

第八十一条の十一の二の表の下欄中「千代田区岩本町二丁目十六番二号」を「中央区八丁堀四丁目十三番五号」に改める。

附 則

1 この省令は、平成二十一年十二月四日から施行する。

2 この省令の施行の際現に火薬類取締法第十二条第一項の許可を受けて設置されている煙火火薬庫については、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第二十条第二項の規定の適用に関しては、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

(6)	(7)	(8)	(5)		(4)	(3)	(2)	(1)			貯蔵する者等の区分	貯蔵する火薬類の種類
			(イ)	(ロ)				(ハ)	(ニ)	(イ)		
都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者	法令に基づきその事務又は事業の消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所	がん具煙火を販売する者であつて、販売のために都道府県知事の指示する	六ヶ月以内に完了する事業の場合	その他の事業の場合	実包火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵する者	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵する者	貯蔵業者であつて、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に	(ハ)	(ロ)	(イ)	
5			10	25		5	5	5	20	火薬（キログラム）		
			5	15				5		無添加可燃性爆薬（第十九条第四項各号の一に該当する可燃性爆薬であつて国の行政機関又は都道府県警察の職員が貯蔵するものを除く。）以外の爆薬（キログラム）		
			100	300				100		工業雷管及び電気雷管（個）		
			100	500						導線（メートル）		
100			200	1,000				1,000	1,000	導火線（メートル）		
500			1,000	2,000				2,000	2,000	電気導火線（個）		
2,000	3,000					3,000		3,000	30,000	銃用雷管（個）		
800	5,000				10,000	10,000	10,000	10,000	4,000	実包及び空包（建設用びょう打ち銃用空包を除く。）（個）		
200								2,000	2,000	薬液注入用薬包（個）		
2,000			2,500	4,000				20,000	8,000	建設用びょう打ち銃用空包（個）		
1,000			2,000	4,000				4,000	4,000	コンクリート破砕器（個）		
10			25	50				50	50	ロープ発射用ロケット（個）		
			100							軌さい破砕器及び爆発せん孔器（個）		
			4,000							爆発びょう（個）		
			100							噴井用火工品（個）		
25	500									信号雷管（個）		
	100							25	25	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品（キログラム）		
5								50	50	信号雷管及び信号火せん（キログラム）		
5			25					25	25	煙火（がん具煙火を除く。）（キログラム）		
25		250	500							がん具煙火（第一号の五第一号へ②に掲げるものを除く。）（キログラム）		
5		15	25							第一号の五第一号へ②に掲げるがん具煙火（キログラム）		
無制限						無制限		無制限	無制限	火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょう（個）		
5	25		25	50				50	50	その他の火工品（キログラム）		

備考 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号雷管及び信号火せんと煙火（がん具煙火を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。

2 信号雷管及び信号火せんと煙火（がん具煙火を除く。）とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。

3 (1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。

○ 経済産業省告示 第三百三十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条の二第一項の規定により火薬類製造保安責任者免状に関する事務を委託された指定試験機関から同法第四十五条の七第一項の規定による指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第五十三条第一項第五号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十七日

経済産業大臣 直嶋 正行

一 指定試験機関

社団法人全国火薬類保安協会

二 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地

東京都中央区八丁堀四丁目十三番五号

三 変更の年月日

平成二十一年十一月十六日